

労働法の基礎講座

第50回



厚生労働省労働基準局
広報キャラクター「たしかめたん」

【雇用保険の手続】状況に応じた手続

雇用保険の資格取得・喪失や、各種給付を受けるための手続について説明します。

加入対象の労働者を初めて雇い入れたとき（事業所に関する手続き）

- 雇用保険の加入対象の労働者（第49回参照）を初めて雇い入れたときは、雇用保険の適用事業所となるため、労働保険関係成立届（[第37回](#)参照）を届け出た後、「**雇用保険適用事業所設置届**」を所轄のハローワークに提出します。
- 「雇用保険適用事業所設置届」は、上記の雇入れ日の翌日から10日以内に提出する必要があります。
※ 記入例や添付書類については、[こちら](#)の手引きのP12,P16をご参照ください。

資格取得・喪失の手続（労働者に関する手続き）

- 雇用保険の加入対象の労働者を雇い入れたとき、対象労働者が退職したときは、雇用保険の資格取得・喪失の手続きが必要です。

加入対象の労働者を雇い入れたときは

- 雇入れ日の翌月10日までに、「**雇用保険被保険者資格取得届**」を所轄のハローワークに提出します。
- ハローワークでの確認後、「**資格取得等確認通知書（被保険者通知用・事業主通知用）**」「**雇用保険被保険者証**」が交付されます。
- 「**資格取得等確認通知書（被保険者通知用）**」と「**雇用保険被保険者証**」は、雇用保険に加入したことを労働者が確認するための書類です。ハローワークから交付されたら、速やかに対象労働者に渡してください。

加入対象の労働者が退職したときは

- 離職日の翌々日から10日以内に、「**雇用保険被保険者資格喪失届**」と「**雇用保険被保険者離職証明書**」を所轄のハローワークに提出します。
- ハローワークでの確認後、「**離職票-1**」と「**離職票-2**」が交付されます。「離職票-1」と「離職票-2」は、雇用保険の受給手続きに必要となりますので、速やかに対象労働者に渡してください。（マイナポータルを活用した労働者への直接交付の仕組みもあります。）

※ 「雇用保険被保険者離職証明書」の離職理由について、事業主と離職者で主張が異なる場合、ハローワークにおいて事実関係を調査のうえ、離職理由を判定します。

※ 資格の取得・喪失の手続の詳細は、[こちら](#)の手引きをご参照ください。

ほかにも、例として以下のような手続きがあります。

育児休業等を取得したとき

- 雇用保険に加入している労働者が育児休業（[第32回](#)参照）を取得し、休業中の賃金額が休業開始時に比べて80%未満に下がったときは、一定の要件を満たす場合、「**育児休業給付金**」が支給されます。
- 育児休業が開始されたら、育児休業開始日から4か月を経過する日の属する月の末日までに、事業主はハローワークに「**雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書（育児）**」「**育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書**」を提出し、受給資格の確認申請と初回の給付申請を行います（受給資格確認手続きのみを先に行うことも可能です。）。
- 初回の給付申請後は、2か月ごとに「**育児休業給付金支給申請書**」をハローワークに提出し、支給を申請します。
※ 産後パパ育休（出生時育児休業）を取得した被保険者に対しても、「**出生時育児休業給付金**」の制度があります。
※ このほか、令和7年4月から「**出生後休業支援給付金**」「**育児時短就業給付金**」が創設されています。

60歳到達後に賃金額が下がったとき

- 雇用保険に加入している60歳以上65歳未満の労働者の賃金額が、60歳到達時点に比べて75%未満となった場合は、一定の要件の下、各月に支払われた賃金の最大10%の「**高齢者雇用継続基本給付金**」が支給されます。
- 最初に支給を受けようとする支給対象月の初日から4か月以内に、事業主はハローワークに「**高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書**」「**雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書**」を提出し、受給資格の確認申請と初回の給付申請を行います。
- 初回の給付申請後は、2か月ごとに「**高年齢雇用継続給付支給申請書**」をハローワークに提出し、支給を申請します。

※ 介護休業を取得した場合についても、「**介護休業給付金**」の制度があります。

※ 育児休業給付金、高年齢者雇用継続基本給付金、介護休業給付金などの詳細は、[こちら](#)の手引きをご参照ください。

外国人労働者を雇い入れたとき・外国人労働者が退職したとき

- 外国人労働者を雇い入れたとき、外国人労働者が退職したときは、**雇用保険の加入がない場合も、ハローワークへの届出が必要です。**
- 雇用保険への加入の有無によって、届出の方法や期限が異なります。詳しくは[厚生労働省ホームページ](#)をご参照ください。